

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|------------------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 助産の実施の解除 |
| 根拠条例・規則名 | | さいたま市助産の実施に関する条例施行規則 |
| 条 項 | | 第 5 条 |
| 所 管 部 課 | | 区役所健康福祉部支援課 |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場 合はその理 由) | さいたま市助産の実施に関する条例施行規則 第 5 条 福祉事務所長は、妊産婦の助産の実施理由の消滅、転出、死亡等により助産の実施を解除したときは、妊産婦に対しては助産実施解除通知書により、当該妊産婦が入所することとなっていた助産施設に対しては助産実施解除通知書の写しにより通知するものとする。 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |